

## 水俣病被害者救済にあたっての決議

熊本県が、平成18年5月に平成7年と同様の政治解決を求めて以来4年余りが経過し、被害者の方々は高齢化し、早期救済を待ちわびておられる。

今日に至るまで、熊本県議会は一貫して党派を超えて、被害者の早期救済に取り組んできた。国会においても、昨年7月、超党派の合意が成り、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立をみたところである。

このような被害者救済の視点を最優先とした取組みが進められる中、訴訟を継続している当事者間においても、和解に向けた事前協議が始められ、本年1月に熊本地方裁判所から和解の勧告がなされるに至った。その後の和解協議を経て、3月15日に、裁判所から和解に関する所見が示されたところである。

今回示された所見は、これまでの原告、被告双方の主張はもとより、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決など、水俣病対策の経緯を踏まえ、裁判所において鋭意検討され示されたものと受け止めている。

また、今回示された所見に沿って、当事者間の合意が成立する場合には、所見の内容は、特別措置法に基づいて策定される救済措置の方針にも反映される見込みである。したがって、訴訟を行っていない被害者団体からも、裁判所の所見について十分な理解をいただく必要がある。

このような状況に鑑み、熊本県議会としては、被害者救済の早期実現を図るうえで今回の所見を重く受け止めるとともに、多くの関係者がこの所見の下で解決への努力を図ることを期待するものである。

以上のことから、国、チッソ株式会社及び熊本県（以下「国等」という。）に対して、次の事項の実現を強く要望するとともに、被害者団体の理解ある対応を期待する。

- 1 国等は、所見の内容を踏まえ、水俣病被害者を早期救済するという大局的観点から、速やかに当事者間の合意を図るべく全力で取り組むこと。また、国は、特別措置法に基づく救済措置の方針の策定を図るとともに、国等はその円滑な実施を図ること。
- 2 国においては、水俣病対策の経緯を踏まえ、これまで通り、今般の被害者救済に係る本県の財政負担についても、特段の配慮をすること。

併せて、チッソに万一不測の事態が発生した場合は、国において「万全の措置」を講じること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

熊本県議会

